

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日は、
に当たるの翌日)

目次

- ◆規則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◆告示 鳥取県農業改良資金貸付基準

規則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平林鴻三

鳥取県規則第六十八号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「知事が別に定める」に改める。

第十二条第一号中「使用したとき」を「使用し、又は長期にわたり使用しないとき」に改め、同条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、「正当な理由がなくて」の下に「この規則の規定又は」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 虚偽の申請その他不正な手段により貸付けを受けたとき。

第十六条第二項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「それ以前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 県は、貸付金の貸付けを受けた者が故意により第十二条各号(第三号を除く。)の一に該当することを理由として、同条の規定により貸付金の一時償還の請求をした場合には、当該一時償還に係る金額につき年十二・二五パーセントの割合をもつて貸付けの日から支払当日までの日数により計算した違約金を徴収するものとする。

別表第一第一号の項から第四号の項までの規定中標準事業費の欄を削り、同表第五号の項及び第六号の項中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、標準事業費の欄を削り、同表第七号の項及び第八号の項中標準事業費の欄を削り、同表第九号の項中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、標準事業費の欄を削り、同表第十号の項中標準事業費の欄を削り、同表第十一号の項中「水田総利用作付条件整備資金」を「水田利用再編作付条件整備資金」に改め、標準事業費の欄を削り、同表第十二号の項中「農林大臣」を「農林水産大臣」に改め、標準事業費の欄を削り、同表第十三号

の項から第十七項の項までの規定中標準事業費の欄を削除。

別表第一第四項の項目「1,100,000円」を「1,000,000円」に改める。

別表第三第一項及び第二項の項中「農林大臣」を「農林水産大臣」

に改める。

第一項様式「(註)貸付申請者が団体である場合は、「団体の概要」

「

資金の名称	借入れ・補助額

(第3号様式)を添付して申請すること。」を

資金の借入れ・補助の状況

助の年月	資金の用途	借入額・補助額	償還期限	備考

に改める。

第一項様式「(1)の項) 中 「(技術導入資金(水田総合利用)
〔に関連する事業に係る資金〕」

導入資金(水田利用再編)に改め、同様式「中「水田総合利用奨励補助金」を「水田利用再編奨励補助金」に改める。

第六項様式「第6号様式(第11条関係)(表面)」や「第6号様式(第11条関係)」を改め、裏面の農業改良資金貸付規則特約条件を削除。
第六項様式「(4)の項) 中「鳥取県農業改良資金貸付規則別表に定める」を削除。

附則

1 ノの規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定は、ノの規則の施行の日以後に貸付けの決定が行われる貸付金について適用し、同日前に貸付けの決定が行われた貸付金については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第十一号

鳥取県農業改良資金貸付基準(昭和三十九年十月鳥取県告示第五百七十四号)の全部を次のように改正する。

昭和五十三年十一月二十一日

鳥取県知事 平林鴻

鳥取県農業改良資金貸付基準

鳥取県農業改良資金貸付規則(昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号)第四条第一項の標準事業費並びに同規則第十八条の貸付対象、貸付けの相手方、貸付申請時期及び貸付決定時期は、次のとおりとする。

第一 技術導入資金

資金の種類	貸付対象	貸付けの相手方	標準事業費	貸付申時請期
一 葉たばこ高 うね保温栽培	本機(ティラー)及び附属作業機又は移植機の購入に要する費用	農業者等(鳥取県農業改良資金貸付規則第二条第一号に規定する農業者等をいう。以下同じ。)	一セット(耕地五〇アール分)につき六五〇、〇〇〇円	一月
二 果実等防鳥 防蟻技術導入	(一) 防鳥施設(支柱、取付鉄線、ネット、取付器具等)の設置に要する費用(工事費を除く。) (二) 防蟻施設(電線、けい光燈、計器盤、外燈器具、自家発電装置等)の設置に要する費用	農業者等	防鳥施設を設置する場合にあつては、樹園地一〇アールにつき三八五、〇〇〇円 防蟻施設を設置する場合にあつては、樹園地一〇アールにつき五七〇、〇〇〇円	五月、十月 五月、十一月又は二月
三 蘭質改善技術導入資金	(一) 送風(気流調整)装置又は除湿機の設置に要する費用 (二) 上ぞく室の設置又は改良に要する費用 (三) ふん尿受け器又はぞく器の購入に要する費用	農業者等	一セット(蚕種一〇箱分)につき一、〇七〇、〇〇〇円	五月、十月 五月、十一月又は二月
四 米麦生産技術改善資金	田植機、育苗器(育苗箱、緑化ハウス、硬化ハウス等)、動力刈取脱穀機(刈幅七五センチメートル以下のもの。)、	田植機一台につき二六〇、〇〇〇円 育苗器一セット(田植機一台分)につき	五月 六月	二月

			穀類乾燥機（循環式）又は施肥は種機の購入に要する費用
		農業者等	動力刈取脱穀機一台につき 一、四二五、〇〇〇円
		八月、九月 又は一月	穀類乾燥機（循環式）一台につき 七七五、〇〇〇円
		九月、十月 又は二月	施肥は種機一台につき 一一〇〇、〇〇〇円
農業者等の組織	五、集団的技術 共同導入・集 団的生産組織 農作業受託組資 金	農業用トラクター（乗用型）及 び附属作業機、田植機、高能率防 除機（背負式のものを除く。）、 収穫機、乾燥機等の動力機械の購 入に要する費用	稻又は麦を栽培するためには施設 を設置し、又は機械を購入する場合に あつては、耕地一〇アールにつき 六〇〇、〇〇〇円
農業者等の組織	口 施設 共同育苗施設（共同催芽施設を 含む。）又は整備管理施設の設置 に要する費用 （）野菜又は花き（露地栽培のものに 限る。） イ 機械 農業用トラクター（乗用型）及 び附属作業機、高能率防除機（背 負式のものを除く。）	田において稻を通常栽培する期間以外 の期間に飼料作物の栽培（乾草及びサ イレージの調製を含む。以下同じ。） を行うために必要な施設を設置し、又 は機械を購入する場合にあつては、耕 地一〇アールにつき 七三、〇〇〇円	稻又は花きを露地において栽培する ために必要な施設を設置し、又は機械 を購入する場合にあつては、耕地一〇 アールにつき 四七、〇〇〇円
五月、十月 又は一月	五月、十月 又は一月	五月、十月 又は一月	八月、九月 又は二月
六月、十一 月又は二月			九月、十月 又は二月

負式のものを除く。)、移植機等の動力機械の購入に要する費用

用

口 施設

共同育苗施設、移動かん水施設
(施肥を併せ行うものと含む。)、定置配管施設又は整備管理施設の設置に要する費用

(二) 飼料作物

イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式のものを除く。)、飼料収穫機、飼料調整機、飼料乾燥機等の動力機械の購入に要する費用

ロ 施設

乾草収納舎、サイロ、尿だめ、堆肥盤又は整備管理施設の設置に要する費用

(四) 桑

イ 機械

農業用トラクター(乗用型)及び附属作業機、高能率防除機(背負式のものを除く。)、収穫機等の動力機械の購入に要する費用

を行つたために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

七〇、〇〇〇円

畑において多年性牧草の栽培(乾草及びサイレージの調製を含む。以下同じ。)を行うために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四二、〇〇〇円

桑を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては、耕地一〇アールにつき
二七、〇〇〇円

果樹を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては耕地一〇アールにつき

七一、〇〇〇円

いも類又は豆類を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつては耕地一〇アールにつき

四六、〇〇〇円

茶を栽培するために必要な施設を設置し、又は機械を購入する場合にあつて

口 施設

かん水施設、運搬施設又は整備

管理施設の設置に要する費用

(田) 果樹

イ 機械

農業用トラクター（乗用型）及び附属作業機、高能率防除機（背負式のものを除く。）、整枝機等の動力機械の購入に要する費用

ロ 施設

整備管理施設の設置に要する費用

(イ) 機械

農業用トラクター（乗用型）及び附属作業機、高能率防除機（背負式のものを除く。）、移植機、収穫機等の動力機械の購入に要する費用

ロ 施設

整備管理施設の設置に要する費用

(ウ) 茶

イ 機械

農業用トラクター（乗用型）及

は、耕地一〇アールにつき

二九、〇〇〇円

委託を受けて稲の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

三〇、〇〇〇円

委託を受けて麦の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四八、〇〇〇円

委託を受けて野菜又は花きの露地における栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

五一、〇〇〇円

委託を受けて田において稻を通常栽培する期間以外の期間に行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四四、〇〇〇円

委託を受けて畑において輪作により行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四四、〇〇〇円

委託を受けて畑において行う多年性牧

六 金 農作業受託資	
(一) 農作業の実施に係る費用 イ 機械及び施設の光熱費及び燃料 費	<p>集団的生産組織農作業受託</p> <p>(二) 機械及び施設の光熱費及び燃料費 機械及び施設の整備修理費</p> <p>(三) 肥料、農薬等の資材費</p> <p>(四) 休耕田に稲以外の作物を作付けするための深耕、整地等に要する費用 田労賃</p> <p>(五) 営農計画等の作成費</p> <p>(六) 農作業等の管理費</p>
八 ハ 肥料、農薬等の資材費	<p>委託を受けて果樹の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき</p> <p>一五七、〇〇〇円</p> <p>委託を受けていも類又は豆類の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき</p> <p>四五、〇〇〇円</p> <p>委託を受けて茶の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき</p> <p>五六、〇〇〇円</p> <p>麦の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき</p> <p>五八、〇〇〇円</p>

び附属作業機、高能率防除機（背負式のものを除く。）、摘採機、整枝機等の動力機械の購入に要する費用

ロ 施設
整備管理施設の設置に要する費用

草の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四〇、〇〇〇円

委託を受けて桑の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

五七、〇〇〇円

委託を受けて果樹の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一五七、〇〇〇円

委託を受けていも類又は豆類の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

四五、〇〇〇円

委託を受けて茶の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

五六、〇〇〇円

麦の栽培に係る農作業を行いう場合にあつては、耕地一〇アールにつき

五八、〇〇〇円

ニ 労賃

(二) 規模の拡大のための借地に要する費用

(三) 休耕田を借地して稻以外の作物を付けするための深耕、整地等に要する費用

(四) 畜農計画等の作成費

(五) 農作業等の管理費

(六) 農作業受託等の促進費

六五、〇〇〇円

野菜又は花きの露地における栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

八五、〇〇〇円

田において稻を通常栽培する期間以外の期間に行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合には、耕地一〇アールにつき

六一、〇〇〇円

稻において輪作により行う飼料作物の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

七二、〇〇〇円

稻において行う多年性牧草の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

五七、〇〇〇円

桑の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

二九、〇〇〇円

果樹の栽培に係る農作業を行う場合にあつては、耕地一〇アールにつき

一一九、〇〇〇円

いも類又は豆類の栽培に係る農作業を

五月、十月
又は一月

六月、十一
月又は一月

八 育蚕総合技術導入資金	七 生乳品質改善資金	
(イ) 高能率壮蚕飼育施設 イ 畜種一五箱タイプ 大型の送風式暖房機、鉄骨ハウ	<p>生乳冷却貯乳施設（バルククーラー、屋内配線、配電盤）又はパイプライン設備（ミルクパイプ、テートカップユニット、処理室パネル、真空発生装置）の設置に要する費用</p>	<p>六二、〇〇〇円 茶の栽培に係る農作業を行う場合については、耕地一〇アールにつき 一八、〇〇〇円</p>
	農業者等	<p>生乳三六〇リットル以上六〇〇リットル未満分にあつては、一セットにつき二、八三八、〇〇〇円 生乳六〇〇リットル以上一、〇〇〇リットル未満分にあつては、一セットにつき</p>
大型の送風式暖房機を購入する場合にあつては、一台につき 一〇七、〇〇〇円	<p>三、四三〇、〇〇〇円 生乳一、〇〇〇リットル以上一、五〇リットル未満分にあつては、一セットにつき 四、二八〇、〇〇〇円 生乳一、五〇〇リットル以上二、五〇リットル未満分にあつては、一セットにつき</p>	<p>五月、八月 又は一月 六月、九月 又は二月</p>

ス、蚕座自動式の給桑施設、薬剤散布器又は自走式桑刈機の購入又

は設置に要する費用

口 蚕種一〇箱タイプ

大型の送風式暖房機、アルミハ

ス、配桑台車移動式の給桑施設、

薬剤散布器又は自走式桑刈機の購

入又は設置に要する費用

口 屋外簡易飼育施設

イ 蚕種五箱タイプ

小型の送風式暖房機、アルミハ

ス、配桑台車移動式の給桑施設

又は薬剤散布器の購入又は設置に

要する費用

ロ 蚕種三箱タイプ

小型の送風式暖房機、アルミハ

ス、配桑台車移動式の給桑施設

又は薬剤散布器の購入又は設置に

要する費用

農業者等

小型の送風式暖房機を購入する場合に
あつては、一台につき

九、〇〇〇円

保温のための構造を有する大型の施設
を設置する場合にあつては、一セット
(蚕種一五箱分又は一〇箱分) につき

一、〇四四、〇〇〇円

保温のための構造を有する中型の施設
を設置する場合にあつては、一セット
(蚕種五箱分) につき

二九一、〇〇〇円

保温のための構造を有する小型の施設
を設置する場合にあつては、一セット
(蚕種三箱分) につき

一四四、〇〇〇円

蚕座自動式の給桑施設を設置する場合
にあつては、一セット(蚕種一五箱分)
につき

一、八〇〇、〇〇〇円

大型の配桑台車移動式の給桑施設を設
置する場合にあつては、一セット(蚕
種一〇箱分) につき

五一〇、〇〇〇円

中型の配桑台車移動式の給桑施設を設
置する場合にあつては、一セット(蚕

月

五月又は八

月

六月又は九

十 果樹等省力 運搬技術改善	九 施設園芸総 合技術導入費 金	被覆施設（一樹当たりの面積がおお むね三〇〇平方メートル以上のものに 限る。）、暖房施設、施肥かん水施設、 換気施設、カーテン開閉施設、排水施 設、防風施設、しゃ光施設、屋根散水 施設、照明施設、防除施設又は送風式 暖房機の設置又は購入に要する費用	農業者等	種五箱分)につき 一八〇,〇〇〇円 小型の配桑台車移動式の給桑施設を設 置する場合にあつては、一セット（蚕 種三箱分）につき 一五三,〇〇〇円 薬剤散布器を購入する場合にあつては、 一台につき 一〇〇,〇〇〇円 自走式桑刈機を購入する場合にあつて は、一台につき 七七〇,〇〇〇円 野菜又は花きの不時栽培を行うために 必要な施設を設置し、又は機械を購入 する場合にあつては、施設の面積一〇 アールにつき 五、四二七、〇〇〇円 果樹の不時栽培を行うために必要な施 設を設置し、又は機械を購入する場合 にあつては、施設の面積一〇アールに つき 三、三〇〇、〇〇〇円
農業者等		五月、八月、 十月又は一 月	五月、八月、 六月、九月、 十一月又は 二月	三一五、〇〇〇円
又は一月	五月、十月			月又は一月
月又は一月	六月、十一			月又は一月

資金	補強支柱、切替装置等の設置に要する費用	軌道一〇〇メートルにつき 三五六、〇〇〇円
十一 水田利用 再編作付条件	暗きよ排水、明きよ排水、透水きよ、心土破碎、盛土工、しゃ水壁、土壤改良等に必要な資材、機械又は施設の購入又は設置に要する費用	貸付けの都度決定する額
十二 農業者技 整備資金	施設、機械、肥料、農薬、資材等でその都度知事が認めるものの設置、改良又は購入に要する費用	農業者等
十三 家畜排せ つ物処理技術 改善資金	<p>(一) 無臭火力乾燥施設（無臭火力乾燥機、搬送機）の設置に要する費用</p> <p>(二) 発酵乾燥施設（発酵乾燥機、搬送機、混合かくはん機）の設置に要する費用</p> <p>(三) プラスチックハウスによる簡易乾燥施設（鉄骨L型アングル、木材、プラスチック・ファイル等、コンクリート、自動かくはん機、換気扇、搬送機）の設置に要する費用</p> <p>(四) 自然式焼却施設（自然式焼却機、アフターバーナー、搬送機）の設置に要する費用</p> <p>(五) 簡易発酵施設（鉄製アングル、モ</p>	<p>無臭火力乾燥施設を設置する場合につては、一セット（牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分）につき</p> <p>二、六二〇、〇〇〇円</p> <p>発酵乾燥施設を設置する場合にあつては、一セット（牛については成牛五〇頭分、豚については成豚二五〇頭分、鶏については成鶏一〇、〇〇〇羽分）につき</p> <p>三、〇三三、〇〇〇円</p> <p>プラスチックハウスによる簡易乾燥施設を設置する場合にあつては、一セツ</p>
		五月、九月 又は十二月
		五月、九月 又は一月
		六月、十月 又は二月
		五月、九月 又は一月

十四 家畜排せつ物土壤還元技術導入資金	バキュームカー、スラリーインジェクター、マニュアローダー、マニュアスプレッダー、ダンプトレーラー、フームワゴン、リッジャー、トレーナー、土壤改良資材等の購入に要する	農業者等	五月、八月、十月又は一月 六月、九月、二月 十一月又は三月
農業者等		九九〇、〇〇〇円	簡易発酵施設を設置する場合にあっては、一セット(牛については成牛二五頭分、豚については成豚一二五頭分、鶏については成鶏五、〇〇〇羽分)につき
	一セット(耕地三〇ヘクタール分)につき	九六四、〇〇〇円	土壌脱臭施設を設置する場合にあっては、一セット(牛については成牛八〇頭分、豚については成豚四〇〇頭分)につき
月	五月、八月、十月又は一月 六月、九月、二月 十一月又は三月	四五四、〇〇〇円	
月	五月、八月、十月又は一月 六月、九月、二月 十一月又は三月		

十五 園芸作物 ネット栽培技術導入資金	十六 野菜トンネル栽培技術導入資金	十七 スプリンクラーの多目的利用技術導入資金	農業者等	費用
アーチパイプ、直管、十字金具及びネット(長芋の栽培の場合には、サイドパイプ、中柱、張コード及びネット)の購入に要する費用	アーチパイプ、被覆ビニール、透明マルチ、ハウスバンド、半鋼線、木杭、トンネル支柱、有孔ポリ、硫酸紙又はカラー鉄線の購入に要する費用	トネル支柱、被覆ビニール、透明マルチ、ハウスバンド、透明ポリ、透明ビニール、硫酸紙又はカラー鉄線の購入に要する費用	すいかの中型トンネルにあつては、耕地一〇アールにつき 三一〇、〇〇〇円 すいかの中型トンネルにあつては、耕地一〇アールにつき 一四八、〇〇〇円 メロンの中型トンネルにあつては、耕地一〇アールにつき 一八四、〇〇〇円	耕地一〇アールにつき 二二五、〇〇〇円 五月又は一月 五月又は一月 五月又は一月 五月又は一月
農業者等	農業者等	樹園地一〇アールにつき 五三〇、〇〇〇円	十二月又は一月 一月 一月又は二月 一月又は二月	月 月 月 月
十月、十一月、一月又は二月	十一月、一月又は二月			

第一 資金の種類	農家生活改善資金			貸付申請時期	貸付決定時期
	貸	付	対象		
一 生活合理化 設備資金	(一) し尿浄化装置又は改良便そうの設置に要する費用	農業に従事している者であり、かつ、その者の属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に対し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を改善すを見込みがあると認められるもの	九月又は一月	十月又は十一月	二月
二 高齢者活動 資金	(二) 自家用給配水施設(動力ポンプを除く。)の設置に要する費用	右の欄に掲げる者(おおむね六十歳以上の者に限る。)が組織する団体	八月、十一月又は一月	九月、十二月	二月
三 住居利用方 式改善資金	建築資材の購入に要する費用(工事費を含む。)及び住居利用方式の改善上不可欠な家具類の購入に要する費用	農業に従事している者であり、かつ、その者の属する世帯の農業所得が当該世帯の総所得に對し相当高い割合を占めている者であつて、本資金の貸付けを受けることによつてその生活を改善する見込みがあると認められるもの	五月、十月又は十二月	六月、十一月又は一月	七月
四 生活共同化 施設資金	(一) 共同給水施設の設置に要する費用 (二) 共同排水施設の設置に要する費用 (三) 共同し尿浄化施設の設置に要する費用 (四) 集団的に存在する住宅に居住する者の共同の生活施設であつて多目的な用途に供されるものの設置に要する費用 (五) 共同健康管理施設の設置に要する費用	右の欄に掲げる者が組織する団体	五月、九月、十月 二月、十月、十一月 二月、十月、十一月	六月、十一月 九月、十月 九月、十月	七月

第三 農業後継者育成資金

資金の種類	貸付対象	貸付けの相手方	貸付申請時期	貸付決定時期
一 技術共同習得資金	種苗、家畜、資材、機械、施設等の購入、設置等に要する費用	農村青少年の組織する団体	五月又は十月	六月又は一月
二 研修教育資金	旅費、教材費、観察費等	就農するため研修を受ける農村青少年	二月	十二月又は一月
三 部門経営開始資金	種苗、家畜、資材、機械、施設等の購入、設置等に要する費用	農業を主たる職業とし将来農業經營を実質的に承継すると認められる農村青少年であつて、おおむね十八歳以上三十歳以下のもの	十一月又は二月	十二月又は二月

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

〔定価一部一箇月八百円（送料を含む。）〕